

給与等の支給額が増加した場合の付加価値額の控除に関する明細書  
 (法第72条の2第1項第3号に掲げる事業)

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

第六号様式別表五の六(用紙日本産業規格A4)  
 (第五条関係)

新規雇用者給与等支給増加割合の計算			
新規雇用者給与等支給額 (12の1) - (12の2) + (12の3)	①	円	新規雇用者給与等支給増加額 ① - ② (マイナスの場合は0)
新規雇用者比較給与等支給額 ⑬	②		新規雇用者給与等支給増加割合 ③ / ② (②=0の場合は0)
控除対象新規雇用者給与等支給額の計算			
国内新規雇用者に対する給与等の支給額 (11の1) - (11の2) (マイナスの場合は0)	⑤	円	調整雇用者給与等支給増加額 ⑥ - ⑦ (マイナスの場合は0)
調整雇用者給与等支給額 (10の1) - (10の2) (マイナスの場合は0)	⑥		控除対象新規雇用者給与等支給額 ⑤と⑧のうち少ない金額
調整比較雇用者給与等支給額 ⑱	⑦		
国内新規雇用者に対する給与等の支給額、調整雇用者給与等支給額及び新規雇用者給与等支給額の明細			
		給与等の支給額	1の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額
		1	2
国内雇用者に対する給与等の支給額	⑩	円	円
同上のうち国内新規雇用者に係る金額	⑪		
同上のうち一般被保険者に係る金額	⑫		円
調整比較雇用者給与等支給額及び新規雇用者比較給与等支給額の計算			
前事業年度又は前連結事業年度	⑬	・ ・	適用年度の月数 ⑬の前事業年度又は前連結事業年度の月数
		給与等の支給額	1の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額
		1	2
国内雇用者に対する給与等の支給額	⑮	円	円
同上のうち国内新規雇用者に係る金額	⑯		
同上のうち一般被保険者に係る金額	⑰		円
調整比較雇用者給与等支給額 (⑮の1) - (⑮の2) × ⑭ (マイナスの場合は0)	⑱	円	新規雇用者比較給与等支給額 (⑰の1) - (⑰の2) + (⑰の3) × ⑭ (マイナスの場合は0)
労働者派遣等をした法人の計算			
報酬給与額 別表5の3⑫	⑳	円	㉑又は(㉒×75%)のうち小さい額
派遣労働者等に支払う報酬給与額の合計 別表5の3⑨	㉑		控除対象額 ⑨ × ㉑ / (㉑ + ㉒)
派遣先から支払を受ける金額の合計 別表5の3⑩	㉒		
事業税を課されない事業等、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人の計算			
⑥のうち所得等課税事業に係る額 又は⑥ × ㉓ / ㉔	㉕	円	国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数
⑥のうち収入金額等課税事業に係る額 又は⑥ × ㉕ / ㉖	㉖		国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数
控除対象額 ⑨ × ㉕ / ⑥、⑨ × ㉖ / ⑥ 又は⑨ × ㉖ / ⑥	㉗		国内における事務所又は事業所の期末の従業者数
付加価値額から控除する額の計算			
報酬給与額 別表5の2①	㉘	円	雇用安定控除調整率 (㉘ - ㉙) / ㉘
雇用安定控除額 別表5の2②	㉙		付加価値額からの控除額 ⑨ × ㉚、㉑ × ㉚ 又は⑨ × ㉚

## 第6号様式別表5の6記載の手引

### 1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、法附則第9条第13項から第17項までの規定による控除を受ける場合（令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度においてこれらの規定の適用を受ける場合に限り。）に記載し、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る「報酬給与額⑩」から「付加価値額からの控除額⑭」までの各欄の金額について、計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。
- (3) この明細書の⑩から⑱の各欄については、おおむね法人税の明細書（別表6(27)）に記載した23から32までの各欄（連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表6の2(24)付表）に記載した9から19までの各欄）に記載したところに準じて記載します。

### 2 各欄の記載のしかた

欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「第1号 法第72条の2第1項 に掲げる事業 第3号」	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んでください。	
2 「新規雇用者給与等支給増加割合④」	③の欄の金額を②の欄の金額で除して計算した割合を記載します。	法附則第9条第13項から第17項までの規定による控除は、④の欄の数値が100分の2以上であることが必要です。
3 「前事業年度又は前連結事業年度⑬」	<p>前事業年度又は前連結事業年度の月数が6月に満たない場合であって、当該月数が租税特別措置法第42条の12の5第3項第4号又は第68条の15の6第3項第3号に規定する適用年度の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによります。</p> <p>(1) 「国内雇用者に対する給与等の支給額⑮」、「同上のうち国内新規雇用者に係る金額⑯」及び「同上のうち一般被保険者に係る金額⑰」の各欄 連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいいます。以下この記載の手引において同じです。）以外の法人にあっては租税特別措置法施行令第27条の12の5第6項第2号イに規定する前一年事業年度等（同号イの前事業年度を除きます。）の損金の額に算入される租税特別措置法第42条の12の5第3項第3号に規定する給与等の支給額、同項第4号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額又は同令第27条の12の5第5項第2号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除きます。）の損金の額に算入される同法第42条の12の5第3項第3号に規定する給与等の支給額、同項第4号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額を、各欄の上段に外書として記載します。連結申告法人にあっては租税特別措置法施行令第39条の46の2第6項第2号イに規定する前一年連結事業年度等（同号イの前連結事業年度を除きます。）の損金の額に算入される租税特別措置法第68条の15の6第3項第2号に規定する給与等の支給額、同項第3号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額又は同令第39条の46の2第5項第2号イに規定する事業年度等（同号イの事業年度を除きます。）の損金の額に算入される同法第68条の15の6第3項第2号に規定する給与等の支給額、同項第3号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額を、同欄の上段に外書として記載します。</p> <p>(2) 「<u>適用年度の月数</u> ⑭」の欄 ⑬の前事業年度又は前連結事業年度の月数 ⑭」の欄 欄中「⑬の前事業年度又は前連結事業年度の月数」とあるのは、連結申告法人以外の法人にあっては「前一年事業年度等</p>	

	<p>の月数の合計数又は連結事業年度等の月数の合計数」と、連結申告法人にあつては「前一年連結事業年度等の月数の合計数又は事業年度等の月数の合計数」として計算します。</p> <p>(3) 「調整比較雇用者給与等支給額⑮」の欄 欄中「(⑮の1) - (⑮の2)」とあるのは「((⑮の1) + (⑮の1の外書)) - ((⑮の2) + (⑮の2の外書))」として計算します。</p> <p>(4) 「新規雇用者比較給与等支給額⑯」の欄 欄中「(⑰の1) - (⑰の2) + (⑰の3)」とあるのは「((⑰の1) + (⑰の1の外書)) - ((⑰の2) + (⑰の2の外書)) + ((⑰の3) + (⑰の3の外書))」として計算します。</p>	
4 「調整比較雇用者給与等支給額及び新規雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄 (⑮及び⑯の欄)	<p>租税特別措置法施行令第27条の12の5第7項若しくは第9項(これらの規定を同条第20項において準用する場合を含みます。)又は第39条の46の2第7項若しくは第9項(これらの規定を同条第21項において準用する場合を含みます。)の規定の適用を受ける場合における「調整比較雇用者給与等支給額及び新規雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによります。</p> <p>(1) 「調整比較雇用者給与等支給額⑮」の欄 租税特別措置法施行令第27条の12の5第21項(第2号に係る部分に限ります。)又は第39条の46の2第22項(第2号に係る部分に限ります。)の規定により計算した租税特別措置法第42条の12の5第3項第4号ロ又は第68条の15の6第3項第3号ロに掲げる金額を同欄に記載します。</p> <p>(2) 「新規雇用者比較給与等支給額⑯」の欄 租税特別措置法第42条の12の5第3項第6号又は第68条の15の6第3項第5号に規定する新規雇用者比較給与等支給額を同欄に記載します。</p>	
5 「⑥のうち所得等課税事業に係る額又は⑥×⑳／㉑ ㉒」	<p>(1) ⑥のうち法第72条の2第1項第1号に掲げる事業(事業税を課されない事業を除きます。以下「所得等課税事業」といいます。)に係る額を記載します。</p> <p>(2) (1)の計算が困難であるときは、⑥の欄の金額に㉑の欄の従業者数を㉒の欄の従業者数で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(3) (2)の場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
6 「⑥のうち収入金額等課税事業に係る額又は⑥×㉓／㉔ ㉕」	<p>(1) ⑥のうち法第72条の2第1項第3号に掲げる事業(以下「収入金額等課税事業」といいます。)に係る額を記載します。</p> <p>(2) (1)の計算が困難であるときは、⑥の欄の金額に㉓の欄の従業者数を㉔の欄の従業者数で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(3) (2)の場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
7 「控除対象額㉖」	<p>(1) 事業税を課されない事業若しくは法第72条の2第1項第2号に掲げる事業(以下「事業を課されない事業等」といいます。)、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人が、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 所得等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をしていない法人 ⑨の欄の金額に㉖の欄の金額を⑥の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ロ) 所得等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をした法人 ㉑の欄の金額に㉖の欄の金額を⑥の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ハ) 収入金額等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をしていない法人 ⑨の欄の金額に㉖の欄の金額を⑥の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ニ) 収入金額等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をした法人 ㉑の欄の金額に㉖の欄の金額を⑥の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p>	

	(2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
8 「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉘」、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数㉙」及び「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数㉚」	次に掲げる場合に該当する場合には、㉘の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、㉙の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、㉚の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち事業税を課されない事業又は法第72条の2第1項第2号に掲げる事業（以下「事業税を課されない事業等」といいます。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。 (1) 所得等課税事業又は収入金額等課税事業（以下「所得等課税事業等」といいます。）を行う法人が事業年度の中途において事業税を課されない事業等を開始した場合 (2) 事業税を課されない事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等を開始した場合 (3) 所得等課税事業等と事業税を課されない事業等とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等又は事業税を課されない事業等を廃止した場合	従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。
9 「付加価値額からの控除額㉑×㉒、㉓×㉔又は㉕×㉖ ㉗」	(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (イ) 事業税を課されない事業等、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人 ㉗の欄の金額に、㉒を乗じて計算した金額を記載します。 (ロ) (イ)に掲げる法人以外の法人で、労働者派遣等を行う法人 ㉓の欄の金額に、㉒を乗じて計算した金額を記載します。 (ハ) その他の法人 ㉕の欄の金額に、㉒を乗じて計算した金額を記載します。 (2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	